

愛荘町

新型インフルエンザ等対策行動計画

愛荘町

平成27年4月作成

平成31年4月改訂

令和3年4月改訂

令和5年7月改訂

令和8年●月改訂

目 次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 背景	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
第2章 愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応	3
第1節 愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定および改定	3
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本指針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な取り組み	
第1節 目的	3
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
第4節 対策推進のための組織体制と役割分担	8
第5節 町行動計画における対策項目	11
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	
第1章 実施体制	
第1節 準備期	13
第2節 初動期	13
第3節 対応期	14
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第3節 対応期	16
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	17
第2節 初動期	17
第3節 対応期	17
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	19
第2節 初動期	21
第3節 対応期	22
第5章 保健	
第1節 準備期	24
第2節 初動期	24
第3節 対応期	24
第6章 物資	
第1節 準備期	25
第2節 初動期	25
第3節 対応期	25

第7章 住民の生活および地域経済の安定の確保

第1節 準備期	26
第2節 初動期	26
第3節 対応期	27

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 背景

近年、グローバル化の進展により、人流や物流が飛躍的に増加し、1つの地域で発生した感染症が短期間のうちに世界中に広まるリスクが高まっている。

また、開発途上国における都市化や人口密度の増加により、未知のウイルスを保有する動物と人間との接触機会が増え、新たな感染症が発生しやすくなっている。

さらに、新興感染症や人獣共通感染症のように未知の病原体については、有効な治療法やワクチンが確立されておらず、まん延すると医療体制のひっ迫や社会経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

しかし、新興感染症や人獣共通感染症については、発生時期の特定や発生源を抑制することは非常に困難となっている。加えて、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。

これらのことから、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

愛荘町においては、愛荘町自治基本条例(平成 25 年 7 月 1 日施行、条例第 20 号)第 18 条において、愛荘町民ならびに事業者等は日頃から危機管理に努めることとし、町は、町民・事業者等の生命、身体および財産を守るため、関係機関と連携し支援するとしている。

今般の愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町行動計画」という。)の改定により、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応(以下「新型コロナウイルス」という。)で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、発生すると世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は病原性が高い新型インフルエンザや新型コロナウイルスと同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に定められたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等とあわせて、新型インフルエンザ等対策の強化を図るため平

成 24 年 4 月に制定され、平成 25 年 4 月に施行された。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、下記のとおりである。

- (1) 新型インフルエンザ等感染症
- (2) 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- (3) 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

【行動計画の対象となる感染症】

分類	概要等	特徴
新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	・免疫を獲得していない ・まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある
指定感染症 (感染症法第6条第8項) ※当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。	既知の感染性であって、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの	
新感染症 (感染症法第6条第9項) ※全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る。	既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの	

第2章 愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画と感染症危機対応

第1節 愛荘町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定および改定

本町では、平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の流行を踏まえ、平成21年5月に「町行動計画」を策定し、対応してきた。

特措法施行後は、行動計画が法律に基づく計画に位置づけられたことから、国では「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(平成25年6月策定。以下「政府行動計画」という。)、滋賀県(以下「県」という)では「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という)が策定された。

その後、令和6年(2024年)7月、新型コロナウイルス対応の経験を踏まえ、政府行動計画が改定された。今般の政府行動計画の改定は、新型コロナウイルス以外にも含めた幅広い呼吸器感染症による危険に対応できる社会を目指すもの。また、県においても政府行動計画が改定されたことを受け、県における新型コロナウイルス対応の経験を踏まえて県行動計画が策定された。

町においても、特措法第8条の規定により、平成27年4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、より実効性の高い町行動計画を策定した。

今般、政府行動計画および県行動計画が改定されたことを受け、町行動計画を改定する。なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じて得られた改善点等を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うとしていることから、町においても、国の動向や県での取り組み状況等も踏まえ、必要に応じて、町行動計画の改定を検討する。

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な取組

第1節 目的

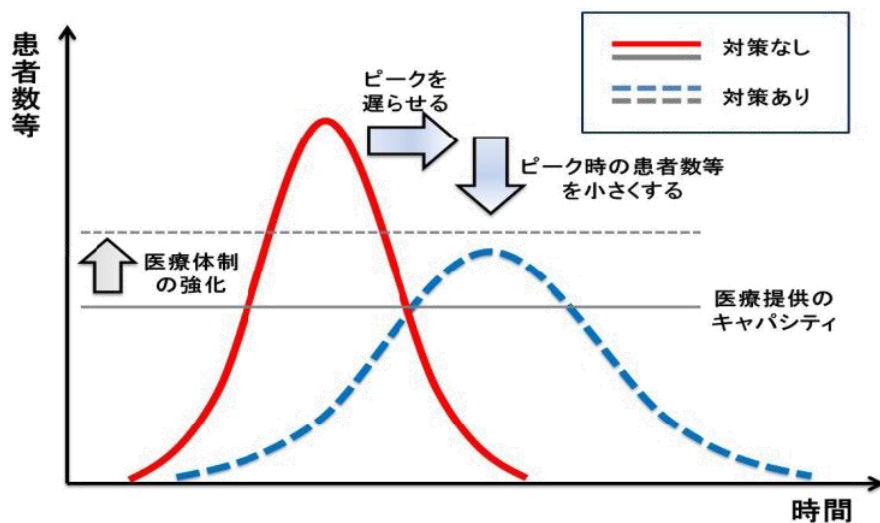
新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町政の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

目的1	感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。
-----	--------------------------------

【目的達成に向けた取組】

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、国や県で行う医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 重症者や死亡者数を減らすため、適切な情報提供を行う。

＜対策の効果 概念図＞



目的2	町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
-----	-------------------------------

【目的達成に向けた取組】

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活および地域経済活動への影響を低減する。
- 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成および実施等により、医療提供の業務または町民生活および地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。
- 町民に対する予防接種(以下「住民接種」という。)を進め、まん延防止対策を図る。
- 新型インフルエンザ等発生時における要配慮者等の生活支援に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かねばならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。町行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、町民の生命や身体等を保護するための対応について定める。

政府行動計画および県行動計画では、科学的知見および国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、同様の観点から対策を組み立てられている。町行動計画もこの観点を踏まえた対策を講じる。

具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、「第6節 町行動計画における対策項目」で記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択する。

- ・発生前の段階では、町民に対する啓発、業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。
- ・新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提とし、対策を講じることが必要である。世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、情報収集等対策実施のための体制に切り替える。
- ・国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・県内発生当初の段階では、町民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。
- ・県内で感染が拡大した段階では、国、滋賀県、本町、事業者等は相互に連携して、医療の確保や町民生活の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。
したがって、当初の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対応していく。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、国、県、本町、事業者等が相互に連携し、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町、指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要になる。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生前および発生時には、県や関係機関と連携を図り、町の地域特性に合わせた対策を以下の4点に留意し実施する。

留意点1	基本的人権の尊重
-------------	-----------------

・町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。また、特定の個人や団体に対して不当な差別的取り扱いが行われないう、正確な情報発信を徹底する。

留意点2	危機管理としての特別措置法の性格
-------------	-------------------------

・特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザ薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

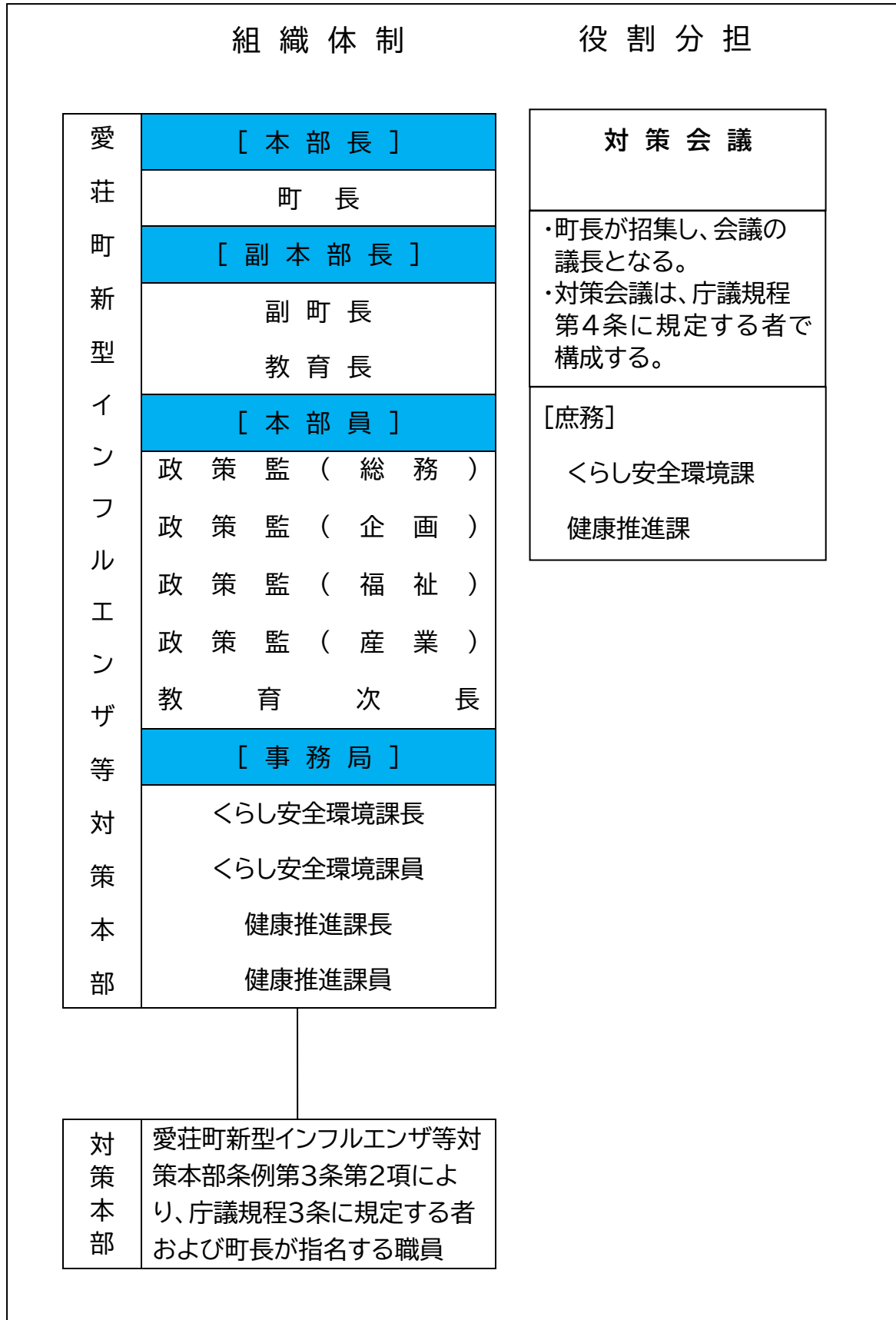
留意点3	関係機関相互の連携協力の確保
-------------	-----------------------

- ・町対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。
- ・町対策本部長は、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整が必要な場合は、速やかに所要の総合調整を行うよう県対策本部長に要請する。

留意点4	記録の作成・保存
-------------	-----------------

- ・町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施にかかる記録を作成し、保存し、公表する。

第4節 対策推進のための組織体制と役割分担



[対策推進のための役割分担]

<p>国</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>新型インフルエンザ等およびこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関)その他の国際機関等との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究にかかる国際協力の推進に努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。</p>
<p>滋賀県</p>	<p>新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、県内において的確かつ迅速に対策を実施し、医療圏域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確に判断する。</p> <p>県内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や町と連携し、必要に応じて、緊急事態措置を適切に講じるとともに、広域での対応が必要な場合には市町間の調整を行う。</p> <p>【彦根保健所】</p> <p>地域における対策の中心的役割を担い、管内1市4町や管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。</p> <p>具体的には、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に則り湖東保健医療圏域における対策を推進する。</p>
<p>愛荘町</p>	<p>町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。</p> <p>各発生段階における対策は、本計画に基づき実施する。</p>
<p>医療機関</p>	<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。</p>

	<p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。圏域において専門外来を開設する。</p> <p>町民への集団予防接種を実施する際は、速やかに接種できるよう町の要請に対し協力する。</p>
指定地方 公共機関	<p>指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
登録事業者	<p>登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務または町民生活および地域経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。</p>
一般の 事業者	<p>事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことを求める。町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底を求める。</p>
町民	<p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、外出自粛など感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮することが求められる。</p>

第5節 町行動計画における対策項目

1 町行動計画の主な対策項目

新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する」ことおよび「町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策を定めるもの。

以下の7つの項目ごとに、準備期、初動期および対応期に分けて、その考え方および具体的な取り組みを記載する。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活および経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現にあたって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

項目1	実施体制
------------	-------------

・感染症危機は、町民の生命および健康や町民生活および社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、町においても国家の危機管理の問題として取り組む必要があり、新型インフルエンザ等が国内外で発生、またはその疑いがある場合は、町は、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため、町は、政府対策本部が設置され、直ちに県が対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備を進める。

項目2	情報提供・共有、リスクコミュニケーション
------------	-----------------------------

・感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が拡散したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、町民、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である

・平時から、県や関係団体と連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民等が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行う。

項目3	まん延防止
------------	--------------

・新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活および社会経済活動への影響を最小化することが重要である。

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

このため、県は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

項目4	ワクチン
------------	-------------

・ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

・町、国および県は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時からワクチン接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

項目5	保健
------------	-----------

・新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命および健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

このため、町は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、県から要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

項目6	物資
------------	-----------

・新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な需要の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講じることが重要である。

項目7	町民の生活および経済の安定の確保
------------	-------------------------

- ・新型インフルエンザ等の発生時は、多くの町民がり患し、町民生活および地域経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ・このため、新型インフルエンザ等発生時に、町民生活および地域経済への影響を最小限とできるよう、町は国や県と連携しながら、事業者や町民等に必要な対策や支援を行う。
- ・事業者や町民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

町は、町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- (1) 町は、町行動計画を作成・変更する。また、作成・変更の際は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保し有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更するとともに、内部部局および関係機関との連携や調整を図る。
- (3) 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の育成を図る。

1-3 町の体制整備・強化

- (1) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県との情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。
- (2) 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の医療機関および医師会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 政府対策本部が設置され、直ちに県が県対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策にかかる措置の準備を進める。
- (2) 町は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 基本となる実施体制のあり方

町対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- (1) 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部または大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- (2) 町は、その区域にかかる新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、状況に応じて財源を確保し、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2 緊急事態措置の検討等について

3-2-1 緊急事態宣言の手続き

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく町対策本部を設置する。(緊急事態宣言前に任意で町対策本部を設置している場合は特措法に基づく対策本部に移行する。)町は当該市町村の区域にかかる緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認められるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止し、必要に応じて任意設置の町対策本部に移行する。

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

1-1-1 町における情報提供・共有について

町は、平時から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。

1-1-2 県と町の間における感染状況等の情報共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施こと。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察および生活支援に関し、県からの要請を受けて、必要な協力を行うことがあり得る。

町は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など、情報連携について具体的な手順をあらかじめ定め、県と共有する。

1-1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、県からの要請を受けて、電話等による相談窓口を設置する準備を進める。

第2節 初動期

2-1 情報提供・共有について

2-1-1 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察および生活支援に関し、県からの要請を受けて、必要な協力を行う。

2-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、ホームページにQ&A等を掲載するとともに、コールセンター等を設置する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、住民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

第3節 対応期

3-1 情報提供

3-1-1 町における情報提供・共有について

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2 町と県の間における感染状況等の情報提供・共有について

町は、初動期に引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施する。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察および生活支援に関し、県からの要請を受けて、必要な協力を行う。

3-1-3 医療提供体制の確保

町は、県から示された地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。

3-1-4-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

町は、県から示された地域の医療提供体制や相談センターおよび受信先となる発熱外来の一覧等を含め医療機関への受診方法等について住民等に周知する。

3-1-4-2 ワクチンや医療薬等により対応力が高まる時期

町は、県から示された相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みとなることから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みの変更について、住民等への周知を行う。

3-1-5 医療機関等への情報提供・共有

町は、国から示された新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報および策定された診療指針等について、住民等への周知を行う。

3-2 双方向のコミュニケーションの実施

町は、ホームページにQ&A等を改定するとともにコールセンター等の体制を強化する。コールセンター等に寄せられた質問事項等から、町民等の関心事項等を整理し、関係部局で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策において想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命と健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。

第2節 初動期

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請に基づき、県内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の町民に対する要請等

3-1-1 外出等にかかる要請等

県は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間に変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことなどの要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

3-1-2 基本的な感染対策にかかる要請

県は、国と連携し、県民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ徹底することを要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

3-2 事業者や学校に対する要請

3-2-1 営業時間の変更や休業要請等

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者または当該施設を使用して催物を開始する者に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)

や停止(休業)等の要請を行う。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

3-2-2 まん延防止のための措置の要請

町は、県からの要請に基づき病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数のものが居住する施設等における感染対策を強化する。

3-2-3 その他の事業者に対する要請

町は、県からの要請に基づき病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数のものが居住する施設等における感染対策を強化する。

3-2-4 学級閉鎖・休校等の要請

町は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

町は、県が行う学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等の要請について、必要な協力を行う。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1-1-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう医療機関と連携調整する。

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

<p>【準備品】</p> <p><input type="checkbox"/>消毒用アルコール</p> <p><input type="checkbox"/>トレイ</p> <p><input type="checkbox"/>体温計</p> <p><input type="checkbox"/>医療廃棄物容器</p> <p><input type="checkbox"/>手指消毒剤</p> <p><input type="checkbox"/>救急用品</p>	<p>【医師・看護師用物品】</p> <p><input type="checkbox"/>マスク</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て手袋</p> <p><input type="checkbox"/>使い捨て舌圧子</p> <p><input type="checkbox"/>膿盆</p> <p><input type="checkbox"/>聴診器</p> <p><input type="checkbox"/>ペンライト</p>
<p>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備。代表的な物品を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧計等 ・静脈路確保用品 ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤 ・抗ヒスタミン剤 ・抗けいれん剤 ・副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<p>【文房具類】</p> <p><input type="checkbox"/>ボールペン</p> <p><input type="checkbox"/>日付印</p> <p><input type="checkbox"/>スタンプ台</p> <p><input type="checkbox"/>はさみ</p>
	<p>【会場設営物品】</p> <p><input type="checkbox"/>机</p> <p><input type="checkbox"/>椅子</p> <p><input type="checkbox"/>スクリーン</p> <p><input type="checkbox"/>延長コード</p> <p><input type="checkbox"/>冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>保冷バッグ</p> <p><input type="checkbox"/>保冷剤</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫</p> <p><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷蔵庫</p> <p><input type="checkbox"/>耐冷手袋</p>

1-1-2 ワクチンの流通にかかる体制の整備

町は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法および役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。

1-1-3 ワクチンの供給体制について

町は、ワクチンを供給するにあたって、管内のワクチン配送事業者のシステムへ

の事前の登録が必要な場合に備え、適宜事業者の把握に努める。また、医療関係と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-1-4 登録業者の登録にかかる周知

町は、国が進める特定接種にかかる事業者の登録について、周知に協力する。

1-2 接種体制の構築

1-2-1 接種体制

- (1) 町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平時から地域の医師会等の関係者との協力関係を構築する。
- (2) 定期接種も含めた予防接種の目的や制度の仕組みを住民に正確に伝え、理解を得るよう努める。
- (3) 接種体制の構築に必要な訓練等を平時から行う。

1-2-2 特定接種

- (1) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村の地方公務員については、当該地方公務員の所属する町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。
このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- (2) 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数報告の準備をする。

1-2-3 住民接種

町は、平時から以下(1)から(3)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- (1) 町は、国の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種するため医師会等と連携し、体制の構築を図る。
- (2) 町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (3) 町は、速やかに接種できるよう、地域の医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-3 情報提供・共有

- (1) 町は、予防接種の目的や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を

深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報について広報媒体を活用して、情報提供・共有を行い、町民の理解促進を図る。

- (2) 町は、定期予防接種の実施主として、医師会等の関係団体と連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および住民への情報提供等を行う。

第2節 初動期

2-1 ワクチンの接種に必要な資材の確保

町は、準備期において必要と判断し準備した資機材について、適切に確保する。

2-2 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する

町は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。

2-3-2 住民接種

- (1) 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- (2) 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- (3) 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町および県の関係部局、地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- (4) 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。
- (5) 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための体制を確保する。

第3節 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

- (1) 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- (2) 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

3-2 接種体制

町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国の判断により追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や医療機関と連携して接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する町は、地域の医師会等の協力を得て、その確保を図る。

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-1-2 予防接種の準備

町は、国および県と連携して、接種体制の準備を行う。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

町は、準備期および初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-2-2-3 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を

受けられるよう、町の関係部局や地域の医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-4 接種記録の管理

町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種にかかる記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3-1 ワクチンの安全性にかかる情報の収集および提供

町は、ワクチンの安全性について、国および県を通じて医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報とともに、最新の科学的知見や動向等の情報の収集に努め、適切な安全対策や町民への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2 健康被害に対する速やかな救済

町は、県と連携し予防接種の実施により、健康被害が生じたと認定したものについて、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を図るとともに、申請者が急増した場合にも、迅速に対応できるよう体制強化を図る。

3-4 情報提供・共有

- (1) 町は、自らが実施する予防接種にかかる情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種にかかる情報について町民への周知・共有を行う。
- (2) 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- (3) パンデミック時においては、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-5 住民接種にかかる対応

- (1) 町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。
- (2) 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そ

のための混乱も起こり得る。

(3) これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。

ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

1-1 人材の確保

町は、県から保健所に対する職員の応援派遣要請があった場合、必要な協力を行う。

1-2 彦根保健所との連携体制の構築

感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者(検査の結果、陽性と判定された者)が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から彦根保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第2節 初動期

2-1 有事体制への移行準備を受けて

町は、彦根保健所が有事体制に移行するにあたっては、県からの要請があった場合、必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。

第3節 対応期

3-1 有事体制への移行を受けて

町は、彦根保健所が有事体制を確立するにあたっては、県からの要請があった場合、必要な協力を行う。

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 健康観察および生活支援

- (1) 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- (2) 町は、県からの当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-3 メンタルヘルス対策

町は、発生した新型インフルエンザ等がまん延し、対応が長期化した際に、町職員が新型インフルエンザ等の対応を行うにあたり、強度の心理的な負荷がかかることが想定されるため、メンタルヘルス対策を強化する。

3-2-4 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

町は、県から保健所に対する職員の応援派遣要請があった場合、必要な協力を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- (1) 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務または業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- (2) 町は、東近江行政組合消防本部が救急事業に必要な個人防護具の備蓄をするよう、予算の確保を行うなど連携して取り組む。

第2節 初動期

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務または業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。

第3節 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況を確認する。

第7章 住民の生活および地域経済の安定の確保

第1節 準備期

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施にかかる行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3 物資および資材の備蓄

(1) 町は、町行動計画に基づき、第6章第1節(「物資」における準備期)1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務にかかる新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

(2) 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決める。

1-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県および近隣市町と連携し、地域における火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。その際には、戸籍事務担当部局等の調整を行う。

第2節 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

県は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備

をするよう要請する。また、県は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行う。

2-2 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等)を講じる。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3 教育および学びの継続に関する支援

町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行う。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

(1) 町は、町民の生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(2) 町は、国および県と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ適確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 町は、国および県と連携し、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講じる。

(4) 町は、国および県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、食料

品や衛生用品等の町民生活との関連性が高い物資もしくは役務または燃料等の住民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、適切な措置を講じる。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- (2) 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、県と連携し、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および町民生活への影響を緩和し、町民の生活および地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じる。

3-2-2 町民の生活および地域経済の安定に関する措置

町は、水道事業を移管している、愛知郡広域行政組合水道事務所に対して、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずるよう指示する。

参考 関連法令

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)
- 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
- 予防接種法
- 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)